

# つばめ光クロス重要事項説明

サービス、料金等に関する詳細な情報は、当社パンフレット、ホームページ等で本書面の内容とあわせて必ずご確認ください。

本書に記載されている料金・解約金は特に記載のない限り税抜きです。

1. サービス提供者： つばめガス株式会社

2. サービス名称： つばめ光クロス

3. お申し込みサービスの概要等

サービスメニュー	回線タイプ	通信速度
クロスファミリータイプ (戸建住宅向け)	クロスファミリー	最大概ね 10Gbps
クロスマンションタイプ (集合住宅向け)	クロスマンション	最大概ね 10Gbps

※「最大概ね 10Gbps」とは、技術規格上の最大値であり、実際の通信速度を示すものではありません。本技術規格においては、通信品質確保などに必要なデータが付与されるため、実際の通信速度の最大値は、技術規格上の最大値より十数%程度低下します。

※インターネット利用時の速度は、お客様のご利用環境や端末機器の仕様、回線の混雑状況によって大幅に低下し、数 Mbps になる場合があります。

※本サービスはインターネット (IPv6 IPoE) 接続方式に対応しております。また、インターネット (IPv4 PPPoE、IPv6 PPPoE) 接続方式についても対応しております。

※本サービスの PPPoE セッション数の最大値は 2 です。但し、お客様のご利用形態により同時に接続した複数セッションを使い分けることができない場合や接続できない場合があります。

※インターネット (IPv6 IPoE) 接続方式をご利用いただく場合、お客様がご利用のブロードバンドルーター（つばめ光クロス対応レンタルルーター以外のルーター）を回線終端装置 (ONU) に接続し、ご利用いただく際はそのルーターが IPv6 IPoE に対応しており、かつ、IPv6 アドレスの設定方式として DHCPv6PD 方式に対応している必要があります。

4. プラン変更の場合の注意事項

(1) 移行前サービスの解約、移行後のサービスの新規お申込みにつきまして以下の留意いただきたい事項があります。

- 所定の初期費用（契約手数料・工事費）等がかかります。
- 「ユーザ ID」「アクセスキー」が変更となるため、変更後の内容をご契約中のプロバイダへ申し出が必要となる場合があります。
- ご利用中のオプションサービスも解約となりますので、「つばめ光クロス」等の新規お申込みの際に、オプションサービスもあわせてお申込みください。
- 移行後のサービスにおいて引き続き当社レンタル商品をご利用いただく場合、工場出荷

状態の物品を新たにご提供させていただく場合があります。

■移行前サービスでひかり電話をご利用の場合、移行後ひかり電話の電話番号が変更となります。

(2) 「つばめ光」から「つばめ光クロス」へのプラン変更において以下の留意事項につきましてご了承ください。

■プラン変更の工事に伴い、以下の時間帯においてサービスがご利用いただけません。

・派遣工事の場合：工事日当日の午前5時頃から工事完了までの間

・無派遣工事の場合：工事日当日の午前5時頃から午前7時30分以降お客様にてONU等の交換を実施するまでの間

■工事日当日にご不在、設備不良等で工事が完了しないと判明した際、速やかにプラン変更前のサービスに切り戻し処理を実施いたしますが、2時間程度サービスがご利用いただけません。※概ね2時間程度ですが、状況により所要時間は前後いたします。

■工事日前日、前々日当でお申込みの取り消し、工事日変更については、変更処理が完了せず、当初の工事日にサービスが一時ご利用いただけなる場合があります。

■「つばめ光クロス」へプラン変更いただく際、変更前サービスにてご利用いただいているオプションサービスがご利用いただけなくなる場合があります。(「セキュリティ機能ライセンス・プラス」等がご利用いただけなくなります。)

## 5. 転用（NTT西日本からの乗り換え）の注意事項

(1) フレッツ光クロスからの乗りかえの場合、解約金は発生しません。

(2) つばめ光クロスご利用開始後にNTT西日本のフレッツ光や他の光コラボレーション事業者の光回線サービスへ変更をすることができます。ひかり電話をご利用の場合、電話番号は継続使用することができます。

(詳細は「6. 事業者変更（他コラボ事業者からの乗り換え）の注意事項」を参照ください。)

(3) フレッツ光クロス初期工事費を分割払い中の場合は、転用完了時点の工事費残額を当社が引継ぎ一括でご請求させていただきます。

## 6. 事業者変更（他コラボ事業者からの乗り換え）の注意事項

(1) 現在ご利用中の他コラボ事業者（変更元事業者）を解約し、新たに当社（変更先事業者）と新規に契約することになります。なお、サービスの提供料金、提供条件も異なり、変更元のサービスプラン、オプションも解約となり、現在お使いの変更元事業者の費用（解約違約金等）も発生する可能性があるため、詳しくは変更元事業者へご確認ください。

(2) 事業者変更後でも、現在ご利用の電話番号は変わりません。また、光配線等の設備をそのままご利用できます。

※事業者変更と同時に移転等を実施した場合は、移転等に伴う工事は必要となり、電話番号も変更となる場合があります。

※事業者変更前に光電話の廃止をされた場合は、電話番号は変更となります。

(3) 契約書面受領日を含む8日目までは、お客様都合で違約金なく解約申出が可能です。「初

期契約解除」というもので、解約金（違約金）はかかりませんが、利用料金（日割りされた基本料金等）や工事費、手数料等の費用を当社からご請求いたします。

（詳細は「8. 初期契約解除制度について」を参照ください。）

- (4) 変更元事業者の工事費等を分割払い中の場合、当社新規ご契約時に変更元事業者の工事費残額を引き継ぐことはできません。
- (5) 事業者変更を実施された場合、ご利用中の光コラボの付加サービスを継続してご利用される場合、その付加サービスの提供事業者が、当社となる場合と、NTT西日本からの提供となる場合があります。NTT西日本からの提供となる場合、変更元事業者を解約し新たにNTT西日本とご契約いただすこととなります。

## 7. 光回線再利用（シェアドアクセス回線からの乗り換え）の注意事項

- (1) 現在ご利用中のシェアドアクセス回線（変更元事業者）を解約し、新たに当社（変更先事業者）と新規に契約することになります。なお、サービスの提供料金、提供条件も異なり、変更元のサービスプラン、オプションも解約となり、現在お使いの変更元事業者の費用（解約違約金等）も発生する可能性があるため、詳しくは変更元事業者へご確認ください。
  - (2) 光回線再利用は、ファミリータイプのサービスメニューのみ対象となります。
  - (3) 変更元事業者へ解約申込の上、光回線再利用承諾番号を取得してください。
  - (4) 変更元事業者の光回線契約の廃止、当社との新規契約となるため、「ユーザID」が変更となります。
  - (5) 光回線再利用後、現在ご利用の電話番号が変更となる場合があります。
  - (6) 変更元事業者で利用していた設備を再利用して工事をするため設置場所の変更はできません。また、切替工事にお立会いが必要となります。
  - (7) 電話の切替を含め、同時工事時に接続できない事象が発生します。
  - (8) 設備を確認した結果、状況によっては光回線再利用によらない単独での開通工事となる場合があります。その際、開通工事は再調整が必要となり、変更元事業者への解約の申込が別途必要となります。
  - (9) 同時工事実施にあたって、新たな屋内配線の引き直しや露出配線、建物壁面の穴あけ、光コンセントの設置を実施する場合があります。
  - (10) 光回線再利用手続のため、初期費用として事務手数料とは別に光回線再利用手続費 6,000円（税込 6,600 円）がかかります。
  - (11) 契約書面受領日を含む 8 日目までは、お客様都合で違約金なく解約申出が可能です。「初期契約解除」というもので、解約金（違約金）はかかりませんが、利用料金（日割りされた基本料金等）や工事費、手数料等の費用を当社からご請求いたします。
- （詳細は「8. 初期契約解除制度について」を参照ください。）
- (12) 変更元事業者の工事費等を分割払い中の場合、当社新規ご契約時に変更元事業者の工事費残額を引き継ぐことはできません。
  - (13) ご利用中の変更元事業者の付加サービスを継続してご利用される場合、その付加サービスの提供事業者が、当社となる場合と、NTT西日本からの提供となる場合があります。NTT西日本からの提供となる場合、変更元事業者を解約し新たにNTT西日本とご契約

いただこととなります。また、変更元事業者のサービスと同等のサービスが提供できない場合があります。現在のご契約の契約条件や解約条件については変更元事業者へご確認ください。

## 8. 初期契約解除制度について

- (1) 本書面（契約書面）をお客様が受領した日から8日間の期間内に契約解除を行う旨の書面を下記まで送付することにより、契約の解除ができるものとします。この効力は書面を発送した時点で生じます。後日、当社が書面受領後に電話にてご連絡いたします。
- (2) 新規契約を解除する場合、解約金（違約金）はかかりませんが、利用料金（日割りされた基本料金等）や工事費、手数料等の費用を当社からご請求いたします。
- ※キャンペーンの適用は無効となります。
- (3) 転用や事業者変更、光回線再利用工事が完了した場合、初期契約解除等によって解約し、元の事業者（変更元事業者）の光回線等に戻ろうとしても、
- 元の事業者へのサービスの復帰は、ご自身の手続による新たな契約となり、費用が生じる可能性があります。
  - 料金割引、保有していた特典ポイントが元の状態に戻らない可能性があります。
  - 復帰に時間がかかる可能性があります。
- ので注意願います。

<書面の記載例>※ハガキの場合（同様の内容を封書で送付可能）

### ●表面

【宛先住所】〒702-8021 岡山市南区福田174番地  
つばめガス株式会社 つばめ光サポートセンター 行  
※下部に「初期契約解除制度」と記載してください。

### ●裏面

- ①初期契約解除制度を申請する旨
- ②契約書面受領日（お客様が本書面を受領した日付をご記入ください。）
- ③お客様番号またはユーザID（開通案内をご確認ください。）
- ④ご契約者名
- ⑤ご住所
- ⑥平日日中にご連絡が取れる先の電話番号
- ⑦お申込みのサービス名（開通案内をご確認ください。）

## 9. 開通の案内について

本サービスおよび契約の内容は、受付完了後に送付する開通の案内をご確認願います。設定時等に必要となり、お客様固有の情報になりますので、大切に保存願います。

## 10. 料金の計算・お支払いについて

- (1) つばめ光クロスおよびそのオプションサービス等の料金計算期間は、毎月 1 日から末日までとなります。ご利用開始月および解約月の月額費用は日割り計算にてご請求いたします。
- (2) つばめ光クロスおよびそのオプションサービス等の料金は、当社からお客様に請求いたします。なお、当該月の料金は翌々月検針のガス料金とあわせて請求させていただきます。  
(例：4月1日～4月30日分のつばめ光クロスおよびオプションサービス料金は6月検針分のガス料金とあわせて6月にご請求)
- (3) つばめ光クロスおよびそのオプションサービス等の料金のお支払いは、クレジットカードもしくは、金融機関口座引き落とし払いとさせていただきます。
- (4) お支払いが2ヶ月滞り、またご連絡がない場合、不本意ながら当社規定によりつばめ光クロスのご使用を強制的に停止し、解約のお手続きをさせていただきます。強制停止となつた場合、のちにご使用を再開することはできかねます。また、解約金 4,500 円（税込 4,950 円）もあわせてご請求させていただきますので、ご了承ください。
- (5) NTT西日本が提供するオプションサービスの料金は、NTT西日本から直接お客様に請求されます。

## 11. 申し込みの取り消し

つばめ光クロスの開通工事実施前までのお申し込みの取り消しは無料にてお手続きいたしますが、工事完了後またはサービス開始後の取り消しは費用が発生いたします。

## 12. 解約（事業者変更・光回線再利用を含む）について

- (1) つばめ光クロスから他コラボ事業者への変更（事業者変更）やシェアドアクセス回線への変更（光回線再利用）の場合もつばめ光クロスは解約となり、以下の項番を適用します。
- (2) つばめ光クロスを解約する場合には、14日前までにつばめガスまでご連絡願います。  
※解約の際、お立会いが必要な場合があります
- (3) つばめ光クロスを新規でお申し込みの場合は、初回2年、以降3年ごとの自動延伸となります。契約期間内（自動延伸後をふくむ）に解約の場合、解約金 3,000 円（税込 3,300 円）がかかります。ただし、契約更新期間（新規契約日を含む月から 24 カ月後の月+1 ヶ月間の 2 ヶ月間、その後は初回の契約更新月から 36 ヶ月後+1 ヶ月間）の解約には解約金はかかりません。
- (4) 「つばめ光」から「つばめ光クロス」へのプラン変更の場合、契約期間はプラン変更前の契約から引き継がれるものとする。
- (5) つばめ光クロスを解約した場合、つばめ光のオプションサービスは自動的に解約となります。
- (6) 工事費を分割払いされている場合は、解約時に残金を一括でお支払いただきます。
- (7) 回線終端装置、つばめ光クロス対応レンタルルーター等の機器は、レンタル提供となります。機器返却が伴うお手続き（解約、移転等）後は、NTT西日本より返却のご案内を送付いたしますので、速やかにご返却をお願いいたします。なお、ご返却の確認ができなかつた場合には、機器代金相当額を請求させていただく場合があります。

### ■当社レンタル商品等の相当金額について

対象サービス	対象物品	相当金額（不課税）
つばめ光クロス	回線終端装置	14,000 円
	クロス対応レンタルルーター	12,000 円
つばめ光テレビ	映像用回線終端装置	12,000 円

※相当金額は、最大額として記載しております。実際の請求額は減価償却を考慮した金額となります。また、対象物品のオプション品や付属品の相当金額を合わせた請求額となる場合があります。

※当社レンタル商品等の対象サービス・対象物品・相当金額は不定期で更新されます。当該事象が発生した場合は、その都度ご確認をお願いします。

### 13. 工事について

- (1) お客様のご利用の回線タイプや設備状況によっては、お客様宅にお伺いして工事を実施する派遣工事が必要となる場合があります。派遣工事が必要な場合は、N T T西日本指定工事会社が実施します。派遣工事にお伺いする前にN T T西日本の工事担当者から連絡させていただく場合があります。
- (2) 派遣工事が不要な場合、N T T西日本から事前にO N U等が送付されますので、お客様自身での取り付けをお願いいたします。
- (3) 設備状況等によりサービスのご利用をお待ちいただく場合やサービスをご利用いただけない場合があります。
- (4) お客様のご利用場所および設備状況や工事内容等により、ご利用開始までの期間は異なります。

### 14. ご使用の注意

- (1) N T T西日本の設備メンテナンス等のため、サービスを一時中断する場合があります。サービス中断によるお客様が受けた損害につきましては保証致しかねます。サービス中断の情報の連絡が必要なお客様につきましては、お客様のメールアドレスをご登録いただくことにより、当社がサービス中断情報をN T T西日本等から入手した時点でメールにて送信させていただきます。  
尚、登録には携帯電話等の通信機器からの接続、メールの受信が必要となり、そのための機器代金、通信料金等のすべての費用については、お客様ご自身のご負担となります。
- (2) ガス代ならびに、つばめ光クロスの料金をお支払いただけない場合は、利用を停止する場合があります（利用停止中も契約中につき月額料金は発生します。）さらに利用停止後に14日以内に入金がない場合は、強制解約をする場合があります。この場合も「12. 解約（事業者変更・光回線再利用を含む）について」を適用いたします。

## 15. 故障・不具合に関する問い合わせ

電話番号	時間等
0120-805113	24 時間 365 日対応

## 16. つばめ光料金表

### ■初期費用

#### (1) 事務手数料

区分	サービスメニュー	事務手数料
事務手数料（契約料）	ファミリータイプ/マンションタイプ	3,000 円（税込 3,300 円）

#### (2) 光回線再利用手続費（光回線再利用の場合、「(1) 事務手数料」とは別に請求となります。）

区分	サービスメニュー	光回線再利用手續費
光回線再利用手續費	ファミリータイプ	6,000 円（税込 6,600 円）

#### (3) 工事費 … 新たに光回線をお申し込み（回線新規）の方のみ

区分	サービスメニュー	基本工事費	
		一括払い	分割払い
新規工事費	ファミリータイプ	(有派遣工事：屋内配線なし) 20,000 円 (税込 22,000 円)	分割回数：24 回 (屋内配線なし、VDSL) 910 円(税込 1,001 円)(初月) 830 円(税込 913 円)(残 23 回)
		(有派遣工事・光回線再利用：屋内配線あり) 10,600 円 (税込 11,660 円)	(屋内配線あり、LAN 配線方式) 480 円(税込 528 円)(初月) 440 円(税込 484 円)(残 23 回)
		(無派遣工事) 3,000 円 (税込 3,300 円)	(無派遣工事) 240 円(税込 264 円)(初月) 120 円(税込 132 円) (23 回)
	マンションタイプ	(有派遣工事：屋内配線なし、VDSL) 20,000 円 (税込 22,000 円)	※工事費分割支払いの残額を一括で清算する場合や解約等により残額支払いが生じた場合、請求時点の残額により消費税を計算し請求いたします。
		(有派遣工事：屋内配線あり、LAN 配線方式) 10,600 円 (税込 11,660 円)	
		(無派遣工事) 3,000 円 (税込 3,300 円)	
	v 6 オプション	無料	-
	追加ネーム	無料	-

※工事費は代表的な例であり、工事の内容により異なります。また休日・夜間・深夜・時刻指定

工事費等は別途かかります。

※つばめ光電話、つばめ光テレビ等のオプションサービスをお申し込みの場合は別途各サービスの初期費用がかかります。

※つばめ光・v6オプションをつばめ光クロスの新規開通工事と同時以外で工事する場合は、基本工事費と交換機等工事費が別途必要となります。

※追加ネームをつばめ光クロスの新規開通工事と同時以外で工事する場合は、基本工事費と交換機等工事費が別途必要となります。

※つばめ光・v6オプションの工事時に各種サービスや通信機器が利用できなくなる場合があります。工事完了後、通信が正常にできない場合等は、ご利用の機器を再起動いただく必要があります。なお、プロバイダが提供するIPv6アドレスによるインターネット接続サービスのうち、インターネット(IPv6/IPoE)接続へお申込みの際にも同様の事象が発生する場合があります。

## ■月額費用

### (1) つばめ光クロス回線利用料

区分	サービスメニュー	月額利用料
月額利用料	ファミリータイプ	4,450円/月(税込4,895円/月)
	マンションタイプ	4,450円/月(税込4,895円/月)
	v6オプション	無料
	追加ネーム	100円/月(税込110円/月)・1ネーム

※インターネットのご利用には、別途プロバイダの契約が必要となり、月額利用料金はお客様負担となります。

※つばめ光・v6オプションのご利用には、つばめ光クロスのご契約が必要です。(1回線毎)

※つばめ光・v6オプションのご利用にあたっては、別途申込みが必要です。

※つばめ光・v6オプションのご契約で1ネームはご利用いただけます。

※追加ネームのご契約にあたっては、つばめ光・v6オプションが必要です。

※追加ネームは同一回線で複数のネームをご利用いただけます。(最大10ネーム)

※ネームの利用方法、登録方法等については、お手数ですが、NTT西日本のホームページにてご確認ください。

※つばめ光v6オプションは、インターネット(IPv6/IPoE)接続に必須のサービスとなっております。解約された場合はインターネット(IPv6/IPoE)接続がご利用できなくなりますのでご注意ください。

### (2) つばめプロバイダv6クロス利用料

区分	サービスメニュー	月額利用料
月額利用料	つばめプロバイダv6クロス	700円/月(税込770円/月)

(3) つばめ光クロス対応レンタルルーター

区分	月額利用料	備考
月額利用料	500 円/月 (税込 550 円/月)	「ひかり電話」「ひかり電話 A (エース)」を未契約
	100 円/月 (税込 110 円/月)	「ひかり電話」「ひかり電話 A (エース)」をご契約で無線 LAN 機能をご利用の場合-
	0 円/月 (税込 0 円/月)	「ひかり電話」「ひかり電話 A (エース)」をご契約で無線 LAN 機能が不要な場合

<改定履歴>

2024年 10月 1日 制定

2025年 2月 19日 改定 光回線再利用開始に伴う見直し

# 個人情報の取扱いについて

## ■個人情報の保護方針

つばめガス株式会社（以下「弊社」と言います）は、「情報セキュリティおよび個人情報の確実な保護は、弊社の経営上および事業上の最重要課題のひとつである」との認識のもとに、重要な情報資産（個人情報を含む）を適切に保護します。その目的のため個人情報保護マネジメントシステムを確立し、個人情報の保護についての基本方針を定め、会社をあげてその取り組みを実施します。

## ■個人情報の利用目的

弊社は、お客様の個人情報の利用目的を明示し、その利用目的の範囲内で利用いたします。あらかじめ明示した利用目的の範囲を超えて、お客様の個人情報を利用する必要が生じた場合は、お客様にその旨をご連絡し、お客様の同意をいただいた上で利用いたします。

◇お客様の個人情報は、以下の目的のために利用いたします。

- ・「つばめ光」等弊社の各種サービスの案内、申込み、提供における請求・問い合わせ対応・連絡等

## ■個人情報提供の任意性

ご自身の個人情報を提供するかどうかにつきましては、ご自身で判断をお願いします。ただし、必要なご情報をいただけない場合には、弊社のサービスを受けられない可能性がありますので、予めご了承いただきますようお願いします。

## ■個人情報の第三者提供

弊社は、次の場合を除き、お客様個人情報を第三者に開示、提供いたしません。第三者に開示、提供する場合は、お客様からお知らせいただく個人情報に準じます。ただし、必要となる最小限の個人情報のみとし、かつ使用範囲もその範囲に限定いたします。

1. お客様の同意のある場合
2. 司法機関または、行政機関から、法的義務を伴う個人情報の開示要請を受けた場合など、法令に基づく場合。
3. 合併、会社分割、営業譲渡その他の事由によって事業の継承が行われる場合。
4. 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、お客様の同意を得ることが困難な場合。

## ■個人情報の取扱いの委託

弊社は、前途の利用目的を達成する上で必要となる業務の一部を外部業者に委託することができます。この場合、当該業務に必要となる最小限の個人情報のみとし、使用範囲もその範囲に限定いたします。また、委託先に対し、契約などにより、委託業務に必要な範囲内での利用徹底など、個人情報の適切な保護に努めます。

## ■個人情報の開示・訂正・追加・削除・拒否

弊社が、管理しております個人情報について、お客様自身より、利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止（以下、「開示等」と言います。）に関する要請を受けた場合には、お客様に意思を尊重し合理的な範囲で必要な対応をいたします。

## 「つばめ光クロス」利用約款

### 第1条（総則）

1. 本約款は、つばめガス株式会社（以下「当社」といいます）が西日本電信電話株式会社（以下「NTT」といいます）から電気通信役務の提供を受けて契約者に提供する光電気通信網を用いたFTT Hアクセス回線提供サービス（以下「本サービス」といいます）の提供条件などの必要な事項を定めたものです。
2. 契約者は、本サービスの利用にあたっては、本約款のほか、NTTが定める「IP通信網サービス契約約款」（以下「IP約款」といいます）及びIP約款に準拠して当社が定める本サービスに関する諸規定について同意するものとします。当社は、契約者がこれらに同意したものとみなし、本サービスを提供するものとします。
3. 前項のIP約款の記載のうち、光コラボレーションの卸先事業者に関係しない条項は適用されないものとします。
4. 本約款の規定とIP約款の規定が相違する場合は、原則として、本約款の規定を優先して適用するものとします。

### 第2条（契約の成立）

契約者は、当社所定の申込書をもって本サービスの提供を申し込みるものとします。本サービスの提供に係る契約（以下「本契約」といいます）は、契約者の当該申込に対し、当社が「開通案内書」を発行した時点をもって成立するものとします。

### 第3条（本サービスの利用開始）

契約者は、当社から別途発行される「開通案内書」を受領し、開通工事完了後以降、本サービスを利用できるものとし、開通工事完了後から本サービスの利用料が課金されるものとします。

### 第4条（通信速度）

1. 当社が本サービスに関して定める通信速度は最高時ものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、契約者は了承するものとします。
2. 当社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。

### 第5条（通知）

1. 当社から契約者の通知は、書面の送付、電子メールの発信、当社Webサイトへの掲載、その他当社が適切と認める方法により行われるものとします。
2. 前項の通知が書面の送達で行われる場合、当社に登録されている契約者の住所宛に通知書面を送付した時点で契約者の通知が完了したものとみなします。
3. 第1項の通知が電子メールで行われる場合、当社に登録されている契約者の電子メールアドレス宛に発信した時点で契約者の通知が完了したものとみなします。
4. 第1項の通知が当社Webサイトへの掲載にて行われる場合、当該通知が当社Webサイト上に掲示され、契約者がアクセスすれば当該通知を閲覧する事が可能となったときをもって、契約者への通知が完了したものとみなします。
5. 本条第2項及び第3項において、契約者が当社に登録されている住所又は電子メールアドレスを変更しないことによって当社から通知が届かない場合であっても、当社はこれにより生じた一切の事象について責を負わないものとします。

### 第6条（利用に係る契約者の義務等）

1. 本サービスの利用にあたり、契約者は次の事項を遵守するものとします。
  - ① 当社が本契約に基づき設置した電気通信設備を移動・取り外し・変更・分解もしくは損壊し、またはその設備に線路その他の導体を連絡しないこと。但し、天災事変その他の非常事態に際して保護する必要があるときは、または自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続・保守のため必要があるときは、その限りではありません。
  - ② 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
  - ③ 当社が本サービスに係る業務の遂行上支障がないと認めた場合を除き、当社が本契約に基づき設置した電気通信設備に他の機器等を取り付けないこと。

- ② NTTが電気通信サービスの提供を中止することにより、当社が、本サービスの提供を行うことができなくなったとき
- ③ 本サービスの運営上または技術上の理由があるとき。

### 第10条（料金）

1. 当社は、契約者に対し、本サービスの料金としてサービス利用料の他、本サービスに提供に要する回線工事の工事代金等（以下総じて「料金等」といいます）を請求するものとし、契約者は当該請求に基づき、これを支払うものとします。
2. 契約者は、当社が本サービスの提供を開始した月から起算して、第18条及び第19条に基づき本契約が解約または解除された月までの期間について、前項の料金等を支払うものとします。
3. 料金等の支払条件は、申込書に定める通りとします。
4. 当社に支払われた料金等は、当社の責による場合を除き、当社が定める期日までに、解約金3,000円（税込3,300円）を一括して当社に支払うものとします。
5. 当社は、経済情勢の変動等により、料金等が不適当となった場合、都度契約者と協議のうえ料金等を改定できるものとします。

### 第11条（遅延利息）

契約者は、支払期日までに料金等の支払いが完了しない場合には、遅延期間につき年14.6%の割合で算出した額を遅延利息として、当社に支払うものとします。

### 第12条（契約期間）

1. 本サービスの提供開始日（契約日）を含む月の翌月末までを1ヶ月目とし、契約期間は提供開始日から24ヶ月目を「満了月」、その翌月を「更新月」とします。その後は、1回の満了月から起算して、36ヶ月目を「満了月」その翌月を「更新月」とし、その後も契約期間は36ヶ月ごとに更新されるものとします。
2. 契約者は、契約期間内に本契約を解約する場合は、当社の責による場合を除き、当社が定める期日までに、解約金3,000円（税込3,300円）を一括して当社に支払うものとします。
3. 契約者が、契約期間の「満了月」および「更新月」に本サービスを解約する場合には、解約金は発生しないものとします。

### 第13条（変更）

1. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、本約款の内容を変更することができます。この場合、当社は、変更内容を契約者に所定の方法で通知するものとし、契約者は、変更後の内容に従うものとします。
2. 当社は、前項による本約款の変更または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

### 第14条（秘密保持）

1. 契約者及び当社は、相手方の書面による承諾なくして、本契約に関連して相手方から秘密である旨表示されて開示を受けた相手方固有の技術上、営業上その他業務上の秘密を、本契約の有効期間中はもとより、本契約終了後も3年間は第三者に対して開示・提供または漏洩しないものとします。
2. 前項の規定に係らず、次の方々のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外するものとします。
  - ① 開示の時点で既に公知の情報、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となつた情報。
  - ② 開示した時点で既に相手方が保有している情報。
  - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
  - ④ 相手方から開示された秘密情報によらず独自に開発された情報。
  - ⑤ 法令に基づき開示が要求された情報。

### 第15条（個人情報）

1. 当社は、契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の本サービスを申し込むにあたり必要となる個人情報を、当社のWebサイトにて公表する「個人情報の取り扱いについて」に基づき、適正に取り扱うものとします。（<https://www.tsutubamegas.com>）
2. 当社は、個人情報以下の各号の場合に必要な範囲でのみ利用するものとします。
  - ① 本サービスの提供
  - ② 本サービスに関する情報の提供及び提案
  - ③ 本サービスの企画及び利用等の調査に関するお問い合わせ、連絡、回答
  - ④ 代金の請求、回収等の事務処理

- ④ 当社が本契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- ⑤ アクセス回線二重化を行う場合において、ふたつの加入回線等または契約者回線を同時に使用する通信を行わないこと。
- ⑥ 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないこと。
2. 当社は、契約者が前項に規定に違反する行為を行ったと判断したときは、契約者に対し、当該行為を中止するように通知し、是正されるまで本サービスの提供を停止する場合があります。
3. 契約者は、第1項の規定に違反して、当社が本契約に基づき設置した電気通信設備を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。
4. 契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号及び暗証符号（以下「契約者識別符号等」といいます）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に開示しないものとします。
5. 契約者が前項の規定に反し、本サービスに関する当社の業務遂行または電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は、契約者識別符号等の変更、その他当社が別に定める必要な措置をとる場合があります。
6. 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、予めその理由等を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合、その他当社が別に定める場合はこの限りではありません。

### 第7条（禁止事項）

- 契約者は、本サービスに利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。
- ① 第三者若しくは当社の財産、権利及びプライバシーを侵害する行為、誹謗中傷、その他不利益を与える行為、またはそのおそれのある行為。
  - ② 公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれがあると当社が判断する行為、または公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為。
  - ③ 違法行為、または違法行為を直接かつ明示的に請負し、仲介または誘引する行為。
  - ④ 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれが高い行為。
  - ⑤ 社会通じ上他人に著しく嫌悪感を抱かせる情報を掲載し、または不特定多数の者に送信する行為。
  - ⑥ 運営期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類する行為。
  - ⑦ 性風俗、宗教布教活動に関する行為。
  - ⑧ 不特定多数に無断でばらまく広告・宣伝・勧誘等や、詐欺まがいの情報、嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メールを送信する行為、第三者もしくは当社に対しメール受信を妨害する行為及び連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為。
  - ⑨ 本サービスを再販または賃貸するなど、本サービスそのものを営利の目的とする行為。
  - ⑩ 限界超過講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
  - ⑪ 違法に賭博・ギャンブルを行い、またはこれを勧誘する行為。
  - ⑫ 第三者に与しますまで本サービスを利用する行為。
  - ⑬ 本サービスによりアクセス可能な情報を改竄、消去する行為。
  - ⑭ コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用し、もしくは提供する行為。
  - ⑮ 本サービスの提供に支障をきたすおそれのある行為、並びに本サービスの運営を妨げる行為。
  - ⑯ 上記各号のいづれかに該当する行為を助長する行為。
  - ⑰ その他の、法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
  - ⑱ その他、当社が不適切と判断する行為。

### 第8条（利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、回線を接続することができなくなった場合には、本サービスの提供を制限することがあります。

### 第9条（サービスの停止または中止）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することができます。
  - ① 本約款に違反し、相当の期間をもって催告しても是正されないとき。
  - ② 申し込みにあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
  - ③ 前各号の掲げる事項のほか、本約款の規定に違反する行為で、当社の業務の遂行または電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することができます。
  - ① 当社及びNTTの電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。

### ⑤ その他一般事務の連絡、問合せ、回答

3. 当社は、本サービスの提供の為に必要な契約者の氏名、住所、電話番号等の個人情報を、書面または電子データにてNTT及び本サービスの提供に必要な事業者に提供することがあります。
4. NTTは、本サービスの提供の為に必要な契約者の氏名、住所、通信履歴等の個人情報を記録・保管し、必要により書面または電子データにて、本サービス及びオプションサービスの提供に必要な事業者に提供することができます。
5. 当社の責に帰すべき事由に起因して、個人情報に関する事故が生じた場合、当社は、自己の責任において、当該事故の拡大防止や収拾のために必要な措置を講じるものとします。

### 第16条（再委託）

当社は、本サービスの全部または一部を、自己の責任において第三者に再委託することができるものとします。この場合、当該再委託先に対し、第14条と同等の秘密保持義務を負わせるものとします。

### 第17条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により本サービスを提供せず、契約者にてその利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを当社が知った時点から起算して、24時間以上当該状態が続いたときは、起算時点から本サービスの利用が再び可能になったことを契約者及び当社が確認した時点までの時間を24で除した数（小数点以下端数は切り捨てます）に、サービス利用料（月額）の30分の1を乗じて算出した額を限度として、契約者が被った損害を賠償します。
2. 前項の規定に係らず、NTTの電気通信回線設備に起因する事由により、契約者による本サービスの利用が全くできない状態となったときは、前項に定める賠償は、NTTが当社に対して約定する賠償額を限度として行われるものとします。
3. 前2項の他、契約者及び当社は、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、本契約の解約に係らず損害発生の直接の原因となった本サービスの利用料相当額（月額料金については損害発生月の料金、年額料金については損害発生月の月額換算料相当額）を限度として損害賠償責任を負うものとします。  
但し、契約者及び当社は、その予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害および逸失利益等については賠償責任を負わないものとします。
4. 契約者は、自己の責任において本サービスにかかる自営端末設備もしくは自営電気通信設備に搭載された記憶装置内のデータ、コンピュータ・プログラム等のバックアップを行いうものとします。
5. 第8条及び第9条にて定める本サービスの利用制限、停止および中止の他、地震、天災等不可抗力その他当社の責に帰すべき事由による本契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能については、当社はその責を負わないものとします。

### 第18条（契約解除）

1. 当社は、契約者が次のいずれかの事項に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除することができます。
  - ① 正当な事由なく期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。
  - ② 手形または小切手の不渡りが発生したとき。
  - ③ 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき。
  - ④ 破産、民事再生手続、会社更生、または特別清算の申し立てがされたとき。
  - ⑤ 合併、事業譲渡、その他会社組織に重大な変更が生じたとき。
  - ⑥ 解散または営業停止となったとき。
  - ⑦ その他の財務状態の悪化またはそのおそれが認められる相当の事由が生じたとき。
2. 当社は、第9条第1項の規定により利用が停止された契約回線について、相当期間を定めた催告にも係らず、契約者がなおその事実を解消しないときは、本契約を解除することができるものとします。
3. 第9条第1項または第2項に該当する場合で、当該事項が当社の業務に著しい支障をきたすおそれがあると認められる場合は、直ちに本契約を解除できるものとします。

### 第19条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、自らが現時点及び将来にわたって、次の各号の一に該当しないことを確約するものとします。
  - ① 暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標榜者、特殊知能暴力団そのこれらに準じる者（以下、総称して「反社会的勢力」という）であること。

- ② 反社会的勢力が、実質的に経営を支配しましたは経営に関与していること。
  - ③ 反社会的勢力を利用していること。
  - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
  - ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
2. 当社は、契約者が前項に違反したとき、または自らまたは第三者をして次の各号の掲げる行為をしたときは、何らかの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができるものとします。
- ① 当社に対する暴力的な要求行為
  - ② 当社に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 当社に対する脅迫的言辞または暴力的行為
  - ④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

#### 第 20 条（期限の利益の喪失）

前条に基づき本契約が解除された場合、契約者は、本契約より発生する当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務を当社に弁済するものとします。

#### 第 21 条（権利義務の譲渡の禁止）

契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾を得ない限り、本契約に基づく地位及び権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、また担保に供することはできないものとします。

#### 第 22 条（管轄裁判所）

本契約に関する紛争については、岡山簡易裁判所または岡山地方裁判所を第 1 審の専属管轄裁判所とします。

#### 第 23 条（協議事項）

本約款に定めのない事項及び本約款の解釈に疑義が生じた事項については、契約者と当社で誠意をもって協議の上、解決するものとします。

#### 第 24 条（その他）

1. 本サービスの利用料金、サービス内容及び光連合通信網回線等に関する各種問い合わせ並びに苦情については、当社が受け付けるものとします。なお、光連合通信網回線に関する障害について、当社から連絡を受けた NTT が必要に応じて光連合通信網回線の敷設場所に作業員を派遣し、故障修理を実施する場合があることを、契約者は予め承諾するものとします。
2. NTT の電気通信設備の保守上もしくは工事上やむを得ない場合、または当社に対する御電気通信役務の提供上必要がある場合、NTT が契約者に対して直接連絡する場合があることを、契約者は予め承諾するものとします。

<改定履歴>

2024年 10月 1日 制定

# つばめプロバイダ v 6 クロス 重要事項説明

サービス、料金等に関する詳細な情報は、当社パンフレット、ホームページ等で本書面の内容とあわせて必ずご確認ください。

本書に記載されている料金・解約金は特に記載のない限り税抜きです。

1. サービス提供者： つばめガス株式会社

2. サービス名称： つばめプロバイダ v 6 クロス

3. お申し込みサービスの概要等

本サービスは、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」といいます)から光回線の卸売サービスである「光コラボレーションモデル」の提供を受けて、つばめガス株式会社(以下「当社」といいます)が提供する、光回線を利用した最大通信速度10Gb/sのインターネット接続サービス「つばめ光クロス」および「つばめ光・v6オプション」(注1)と、当社の業務委託先インターネット接続サービス提供事業者(以下「インターネット接続事業者」といいます。)の「IPv6インターネット接続等」を用いて、「つばめプロバイダ v 6 クロス」(「v6クロス」)サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

本サービスのご利用には、「つばめ光クロス」のご契約が必要です。

4. ご利用料金について

## ■初期費用

- お客様ご自身で、設置・設定をいただくことにより初期費用はかかりません。
- 当社に設定をご依頼いただく場合は、別途費用(出張費と設定費)が発生いたします。

## ■月額利用料

- 本サービスにかかる月額利用料です。

サービス名	事務手数料
つばめプロバイダ v 6 クロス	700円(税込770円)

## ■料金に関する注意事項

- 利用開始月および解約月の月額利用料は、日割り計算にて請求いたします。

## ■解約に関する注意事項

- 本サービスの解約のお手続きは、当社へお問合せください。
- 本サービスは解約時に解約金はかかりません。
- 「つばめ光クロス」を解約すると、本サービスも解約となります。
- お客様が他社のインターネット接続業者と契約している場合は、ご契約中のインターネット接続業者へ解約の手続きが必要です。

## 5. 本サービスの受付時における重要事項説明について

### ■お申込みについて

- ・本サービス（注2）の申込にあたって、本サービスに用いる光回線の「回線番号（ユーザID）」（注3）、「アクセスキー」（注3）、「申込者氏名」、「契約者氏名」、「契約者住所」、「設置場所住所」、「申込者連絡先電話番号」、「契約者連絡先電話番号」、「設置場所電話番号」等（以下「本お客様情報」と総称します。）を当社に通知していただきます。

- ・当社は、お客様情報を、本サービスの開通又はその他本サービスの提供に必要な範囲で、業務委託先インターネット接続事業者およびIPoE接続事業者を通じ、NTT西日本へ通知し、当社の「つばめ光クロス」やNTT西日本が提供する「フレッツ光クロス」又はサービス提供事業者が提供する光回線に係る契約者の同一性およびこれらに係る「ユーザID」および「アクセスキー」の照合を行います。また、お客様は当該お客様情報の提供について承諾するものとします。

### ■サービスに関する注意事項

- ・停電時は利用できません。
- ・本サービスはベストエフォート型のサービスとなります。お客様のご利用環境や端末機器の仕様、回線の混雑状況によって大幅に速度が低下する場合があります。
- ・つばめプロバイダv6クロスはインターネット接続のみの機能となります。プロバイダメール等その他付加機能はございません。（付加機能については、お客様ご自身で別途他社にてご契約をいただくこととなります。）
- ・本サービスは、インターネットプロトコル（IPv6 IPoE）によるインターネット接続サービスです。
- ・IPoE接続サービスは1回線につき1契約までです。そのため、他事業者でIPoE接続サービスの廃止が完了していない場合、本サービスは利用できません。他事業者のIPoE接続サービス廃止後にお申込みが必要となります。
- ・本サービスのご利用には、対応した機器が必要となります。本サービスのIPv4 over IPv6での通信は「v6プラス」(\*1)に対応しております、かつIPv6アドレスの設定方式として「DHCPv6 PD」に対応したルーターをお客様ご自身でご用意いただく必要があります。

(\*1) 「v6プラス」は株式会社JPIXの登録商標です。

- ・つばめプロバイダv6クロスは、つばめ光クロス開通（工事完了）後に対応ルーターを接続して最短で半日程度（場合によっては1週間程度）ご利用までに時間を要します。つばめ光クロス開通（工事完了）後、対応ルーターを接続し電源をいれた状態でお待ちいただく必要があります。

- ・最大10Gbps（技術規格上の最大値であり実効速度を示すものではありません）の通信速度でご利用いただくためには、ルーター・LANケーブルとともに10GBASE-Tに対応した製品をご用意ください。

- ・対応した機器でない場合、IPv4 over IPv6接続(IPoE方式)はできません。また、対応した機器の場合でも、お客様のご利用環境等によりIPv4 over IPv6接続(IPoE方式)をご利用いただけない場合がございます。

- ・ネットワークへの過大な負荷が生じるのを防ぐため、一度に大量のデータを送受信する通信が一定期間継続された場合、通信速度を制限させていただくことがあります。

- ・保守メンテナンス等によりサービスをご利用いただけない場合があります。
- ・本サービスを利用するためには、当社が提供する「つばめ光・v6オプション」又はサービス提供事業者が提供する光回線の付加サービス「フレッツ・v6オプション」相当のご契約が必要となります。

- ・本サービスのご利用により、利用いただけないサービスがあります、
  - ・特定のプロトコル（PPTP、SCTP）を利用するサービス
  - ・特定のポートを使用するサービス（オンラインゲームなど）
  - ・複数のユーザでIPアドレスを共有するサービス
  - ・固定IPアドレスが必要なサービス（サーバー公開等）

## ■転用に関する注意事項

- すでにNTT西日本の「フレッツ光クロス」をご契約のお客様が、「フレッツ光クロス」を解約し、当社の「つばめ光クロス」へ新規契約いただくことを「転用」といいます。
- NTT西日本の「フレッツ光クロス」をご利用のお客様が「つばめ光クロス」に転用される場合、「フレッツ光クロス」でご契約中のインターネット接続業者（プロバイダ）を継続して使用することができます。手続きについては、ご契約中のインターネット接続業者へ確認ください。※ご請求もご契約中のインターネット接続業者からとなります。

## ■事業者変更に関する注意事項

- すでに他社コラボ事業者（変更元事業者）をご利用中のお客様が他社コラボ事業者（変更元事業者）の光回線を解約し、当社の「つばめ光クロス」へ新規契約することを「事業変更」といいます。
- 他社コラボ事業者（変更元事業者）の10Gb/sの光回線をご利用のお客様が「つばめ光クロス」に事業者変更される場合、他社コラボ事業者（変更元事業者）でご契約中のインターネット接続業者（プロバイダ）を継続して使用できる場合があります。手続きについては、他社コラボ事業者（変更元事業者）またはご契約中のインターネット接続業者へご確認ください。※ご請求もご契約中のインターネット接続業者からとなります。

## ■工事に関する注意事項

- お客様のご利用場所および設備状況などにより、ご利用開始までの期間は異なります。
- 設備の状況などにより、ご利用いただけない場合があります。

## ■IPアドレスや機器の設定変更について

- 本サービスの利用開始等に伴うNTT西日本による工事に際し、お客様が現在ご利用中のIPv6アドレス（IPv6 PPPoE方式にて割当てられているものは除きます。）およびIPv4アドレスが変更となります。
- インターネット接続工事によるIPv6アドレスおよびIPv4アドレスの変更に伴い、お客様がご利用中の各種サービスがご利用いただけなくなる場合がございます。その際はご利用中のパソコン等の再起動を行ってください。
- 本サービスをお申込みいただき利用開始しますと、IPv6 PPPoE方式での接続となります。PPPoE接続をする場合には、本サービスの廃止手続き後、他社のPPPoEの接続事業者との契約をお願いします。
- ※本サービスはIPv4 PPPoE方式ならびにIPv6 PPPoE方式の接続には対応しておりません。
- 本サービスの利用開始等に伴い、当社が提供する端末設備（つばめ光クロス対応レンタルルーター等）の設定が変更となる場合があります。
- 端末設備（つばめ光クロス対応レンタルルーター等）の設定変更に伴い、一部機能がご利用いただけなくなる場合があります。引き続き同機能をご利用される場合は、本サービスの廃止の手続き後、別途他社のPPPoE接続事業者とご契約の上、パソコン等にてPPPoE接続等の設定を行なってください。

## ■サービスの廃止について

- 当社が提供する光回線の「つばめ光クロス」、「つばめ光・v6オプション」または「フレッツ・v6オプション」を解約した場合、本サービスも併せて廃止となります。
- 当社の「ひかり電話」、当社の「つばめ光クロス対応レンタルルーター」を解約した場合、本サービスも併せて廃止となる場合がございます。
- 本サービスの廃止手続きが完了していない場合、当社以外のインターネット接続サービスを利用できない場合がございます。

## ■当社からのコンサルティングについて

- ・本サービスのご利用にあたって特定の機器が必要となる場合がございます。また、お客様のご利用環境によって、機器交換等の費用が発生する場合がございます。その際、下記内容のコンサルティングのご連絡を当社または業務委託先から実施させていただくことがございますので、あらかじめご了承願います。

### (コンサルティング内容)

- ・お客様宅内でご利用中の当社が提供する機器の交換工事および機器交換等の費用のご案内
- ・当社の「ひかり電話」又は当社の「つばめ光クロス対応レンタルルーター」のご案内

※お客様のご利用環境によっては、コンサルティングのご連絡を実施せずに、本サービスを提供させていただく場合もございます。

(注1) : NTT西日本およびサービス提供事業者の提供する「フレッツ・v6オプション」に相当するサービスを含みます。

(注2) …本サービスとは、IP v6アドレスを使用したインターネット接続を実現するサービスです。また、本サービスにおいて当社が提供するIP v6インターネット接続の方式は、IP v6 IPoE「v6プラス」(\*1) 方式です。

(注3) …当社からお客様に送付されたつばめ光の開通案内に記載されています。NTT西日本およびサービス提供事業者により提供される光回線をご利用の場合の通知方法については、サービス提供事業者にご確認ください。

## 6. フレッツ・v6オプションの代行申込における重要事項説明

### ■お申込について

- ・本サービスを利用するためには、NTT西日本と「フレッツ・v6オプション」の契約が必要となります。この申込みにあたっては、お客様情報が必要となります。

・「つばめプロバイダv6クロス」をお申込みのお客様は、お客様の代理店としてIPoE接続事業者が、NTT西日本へのお申込手続き（以下「代行申込」と総称します。）を行います。当社が別途指定する方法により、インターネット接続事業者およびIPoE接続事業者に対し、当該代行申込について委任していただきます。

・お客様は代行申込により行われた「フレッツ・v6オプション」の申込みについては、ご利用開始されるまでの間は途中で取消すことができない場合がございます。その場合は、「フレッツ・v6オプション」のご利用開始後に、別途お客様からNTT西日本又はサービス提供事業者に対し、解約手続きを行っていただく必要があります。

・お客様が、代行申込に先んじて116等の窓口にて「フレッツ・v6オプション」を申込みいただき、申込み手続きが完了している場合においては、代行申込はご利用いただけません。

### ■ご契約、サービス仕様について

・「フレッツ・v6オプション」の提供条件および料金については、NTT西日本の定める「IP通信網サービス契約約款」によります。

・「フレッツ・v6オプション」は、パソコンなどの機器に付与したIP v6アドレスを利用して、インターネットを経由せず当社が提供する光回線の網内（以下「NGN網内」と総称します。）で、お客様同士がダイレクト（直接）に通信することを実現するサービスです。

・NGN網内で、お客様同士の通信を行う際には、IP v6アドレスの代わりに、NTT西日本が提供する「ネーム」を利用して通信することができます。ネームの利用方法、登録方法、料金等については、お手数ですが、NTT西日本のホームページにてご確認ください。

・「フレッツ・v6オプション」はベストエフォート型のサービスとなります。速度向上を保証するものではありません。

・ご利用上の注意事項については、NTT西日本のホームページにてご確認ください。

## ■料金について

- ・「フレッツ・v 6 オプション」にかかる料金です。

### ●初期費用

「つばめプロバイダv 6 クロス」と同時申込で無料

### ●月額費用

サービス名	月額利用料	備考
「フレッツ・v 6 オプション」 「つばめ光・v 6 オプション」	無料	・「フレッツ・v 6 オプション」の基本契約 ・「つばめ光クロス」1回線毎 ・1ネームは利用いただけます
「追加ネーム」	110 円	・「フレッツ・v 6 オプション」の追加ネーム契約 ・1追加ネーム契約毎 ・最大9契約まで可能

※但し、つばめ光クロスの料金が別途必要となります。

## 7. その他

### ■ IP v 6 アドレスの変更について

・「つばめプロバイダv 6 クロス」および「IP v 6 インターネット接続等」の工事に際し、お客さまが現在ご利用中のIP v 6 アドレス（IP v 6 PPPoE方式にて割当てられているものは除きます。）は変更となります。

・「つばめプロバイダv 6 クロス」および「IP v 6 インターネット接続等」の工事によるIP v 6 アドレスの変更に伴い、お客さまがご利用中の各種サービスがご利用いただけなくなる場合がございます。

### ■ 個人情報の収集目的と提供について

・「つばめプロバイダv 6 クロス」サービス（「v 6 クロス」）（以下、「本サービス」といいます。）の契約者は、つばめガス株式会社（以下、「当社」といいます。）が本サービスを提供するにあたり、当社および西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本」といいます。）が、当社の業務委託先インターネット接続サービス提供事業者（以下、「インターネット接続事業者」といいます）およびIPoE接続事業者に対して、さらにインターネット接続事業者およびIPoE接続事業者が当社に対して、それぞれ自己のIP通信網サービスの契約情報または申込情報（以下に挙げるものに限ります。また、IP通信網サービスに係る申し込みを取り消した際の情報も含みます）を提供することに承諾するものとします。

### ■ 個人情報の収集および提供項目

#### ●本サービスの開通時

ユーザID（NTT西日本が発行する回線番号）及びアクセスキー
申込者氏名、契約者氏名または契約者法人名
契約者住所、回線設置場所住所
回線設置場所電話番号（つばめ光ご利用場所の電話番号）、回線契約者連絡先電話番号、申込者連絡先電話番号
本サービス提供条件（※1）との照会結果および不一致項目
提供に必要なフレッツ各種商品のご契約有無（つばめ光回線、ひかり電話もしくはつばめ光クロス対応レンタルルーター）
提供条件に照らして不足している各種商品の申込みおよび工事情報（つばめ光回線開通ステータス、宅内工事予定日）

### ●本サービスご利用の光回線の移転・廃止時

ユーザID（NTT西日本が発行する回線番号）及びアクセスキー
申込者氏名、契約者氏名または契約者法人名
契約者住所、回線設置場所住所
回線設置場所電話番号（つばめ光ご利用場所の電話番号）、回線契約者連絡先電話番号、申込者連絡先電話番号
光回線の解約等をした年月日および異動種別
本サービスご利用の光回線およびつばめ光クロス対応レンタルルーターの動作状況（正常に動作しているかどうか）
本サービスご利用の光回線およびつばめ光クロス対応レンタルルーターに対するフレッツ・ジョイントのご提供状況（契約有無およびソフトウェアが正常に配信されているかどうか）

(※1) 提供条件とは以下の内容を指します。

- ・つばめ光クロス回線をご利用いただいていること
- ・フレッツ・ジョイント（※2）対応のつばめ光クロス対応レンタルルーターをご利用いただいていること

(※2) フレッツ・ジョイントは、NTT 東日本およびNTT 西日本が事業者向けに提供しているサービスです。

### ■お問い合わせ先

お申込み、ご契約内容の確認・変更・解約、料金等につきまして、ご不明な点がございましたら以下までお問い合わせください。

お電話でのお問い合わせ（平日 8：30～17：30）	086-263-6666
当社ホームページのお問い合わせフォーム	<a href="https://www.tsubamegas.com/user/info.html">https://www.tsubamegas.com/user/info.html</a>
光回線の故障受付電話番号（24 時間 365 日）※ NTT西日本の故障受付窓口となります ※一部時間帯のみ録音対応となります	0120-805-113

### <改定履歴>

2024年 10月 1日 制定

2025年 1月 1日 改定 IP v6インターネット接続の方式を「クロスパス」→「v6プラス」変更

## 「つばめプロバイダ v6 クロス」利用約款

### 第1章 総則

#### 第1条 (本約款の適用)

当社は、電気通信事業法に基づき、「つばめプロバイダ v6 クロス」利用約款（以下「本約款」）を定め、これにより「つばめプロバイダ v6 クロス」を提供します。

2 当社が他の方法で行う通知及び注意事項等は、本約款の一部を構成するものとし、利用者はこれに従うものとします。

3 用語の定義および本約款に記載のない事項は「つばめ光クロス利用約款」（以下、あわせて「本約款等」）に則るものとし、本約款と本約款等が抵触する場合は本約款が優先するものとします。

#### 第2条 (本約款及び内容の変更)

当社は、利用者の承諾を得ることなくこの本約款を変更することができます。この場合の提供条件は、変更後の本約款によります。

2 当社は、事前に通知その他の手続きをすることなく、本サービスの内容（キャリア及び仕様を含む）の変更等をできるものとします。ただし、利用者にとって不利な変更等の場合、当社は事前に通知するものとします。

#### 第3条 (用語の定義)

この本約款で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

#### 本サービス

当社が西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）からフレッツ・サービスの再販を受け NTT 西日本の NGN 網上で、IPv6 接続事業者から提供される IPv6 方式 IPv6 サービス及び IPv4 over IPv6 接続サービスを利用し提供するインターネット接続サービス

#### 電気通信事業者

電気通信事業者を営むことについて、電気通信事業法第 9 条の登録を受けた者、同第 16 条の規定による届出をした者

#### 電気通信設備

電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備

#### インターネットサービス

インターネットプロトコルによる符号の伝送交換をし、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介、又はその他電気通信設備を他人の通信の用に供すること

#### 回線

NTT からフレッツ・サービスの再販を受け、当社が提供する「つばめ光クロス」サービスにかかる電話回線設備

#### つばめ光・v6 オプション

NTT からフレッツ・サービスのオプションサービスの再販を受け当社が提供する「つばめ光」のオプションサービス

#### つばめプロバイダ v6 クロス

当社業務委託先から提供されるインターネット接続サービス

#### アクセスポイント

公衆回線経由で本サービスを提供するために設置する電気通信設備

#### IPv6 接続事業者

本サービスのバックボーンを提供する事業者

#### サービス提供事業者

当社へ本サービスを提供している事業者

#### キャリア

IPv6 接続事業者、サービス提供事業者及び NTT の総称

#### 利用者

当社が本サービスの利用を認めた方

#### アカウント

利用者ごとに与えられる、IPv6 サービスの利用許諾権

#### 個人情報

利用者の識別が可能な情報を含む利用者個人に関する全ての情報

#### 利用者接続情報

個人情報のうち、利用者の本サービス利用状況、アンケート情報、接続時間、接続先情報、趣向データ

- (2) 本サービス契約の申込を承諾するために必要な電気通信設備の新設、改造、修理又は保守が当社の業務の遂行上又は技術上支障があると認められるとき。
- (3) 本サービス契約の申込をした方が、本サービスの料金、費用、割増金又は遅延損害金（以下「料金等」といいます。）の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 本サービス契約の申込をした方が、当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様もしくは前第 15 条（通信停止）1 項各号の規定に違反する態様で当該サービスを利用するおそれがあるとき又は利用者に利用させるおそれがあるとき。
- (5) 契約申込書又は契約申込時提出書類に不備または虚偽の記載のあることが判明したとき。
- (6) その他、当社の業務の遂行上、著しい支障がおこるおそれがあるとき。

### 第4章 離島禁止及び地位の承継

#### 第13条 (権利義務譲渡の禁止)

利用者は、本サービス契約上の地位および本サービス契約から生じる権利義務を第三者に譲渡または担保に供することはできません。

#### 第14条 (届出事項の変更)

利用者は、届出事項に変更があったときは、速やかに書面によりそのことを当社に届け出してくださいます。

### 第5章 通信停止及び契約の解約等

#### 第15条 (通信停止)

当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、その本サービス契約に係る通信を停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき
- (2) 連絡が遅延するおそれがあるとき、又は明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用したこととき
- (3) 前各号のほか、この本約款の規定に違反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

#### 第16条 (運用の一時停止・切断)

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社及びキャリアの電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき

(2) 当社及びキャリアが設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

(3) 当社はサービス品質により毎日毎に接続を切断する場合があります。

2 当社は、前項の規定により通信中止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施日期及び期間をつばめ光情報メール利用登録者に通知します。但し、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

#### 第17条 (当社が行う契約の解約)

当社は、第 15 条（通信停止）第 1 項の規定に該当する場合は、利用者に対し手続きをすることなく本サービス契約を解約することができます。

2 当社は、利用者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用申立その他これに類する事由が生じたことを知ったときは、その本サービス契約を解約することができます。

3 当社は、利用者について、その財政状態が明らかに悪化しており、本サービスの料金の支払いやその他の債務の履行が困難と判断される場合、本サービス契約を解約することができます。

4 本条の定めにより本サービス契約が解約された場合利用者は当然に期限の利益を喪失し、当社は利用者に対する契約の履行を拒否することなく、利用料金等の支払請求ができるものとし、利用者はこれを支払わなければなりません。

5 利用者と当社の「つばめ光クロス」に係る契約が理由の如何を問わず終了した場合、当該利用者に係る本サービス契約は終了するものとします。この場合、当社は利用者に対し、事前に通知は行いません。

6 当社は、本条の定めに基づく本サービス契約を解約又は終了することにより利用者または第三者において発生する損害について一切責任を負わないものとします。

#### 第18条 (利用者が行う契約の解約)

本サービスの利用者が契約を解約しようとするとときは、次の事項に従うものとします。

- (1) 利用者は契約を解約しようとするとときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。

(2) 利用者より契約の解約の申請がない場合は、契約を自動的に更新するものとします。

タ等、利用者が本サービスを利用することによりフリービットのサーバーに蓄積される全ての情報消費税相当額

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定に基づき課税される消費税の額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額

### 第2章 サービス

#### 第4条 (契約の単位)

本サービス契約は 1 の本サービスごとに締結されます。

#### 第5条 (サービスの詳細)

本サービスは、当社が提供する回線サービス「つばめ光クロス」を利用し、IPv6 方式による IPv6 インターネット接続サービス、IPv4 over IPv6 接続サービスを利用し提供するインターネット接続サービスをその内容とします。

2 本サービスの内容、料金、その他事項については、本約款に記載されているものを除いて、別途定めるものとします。

#### 第6条 (利用開始日)

本サービスは、当社が利用者に対する前条第 1 項記載の本サービスの提供を開始した日として当社から利用者に対する通知に記載された日を利用開始日とします。

#### 第7条 (最低利用期間)

本サービス契約に最低利用期間ありません。

#### 第8条 (サービス提供区域)

本サービスの提供区域は、日本国内とします。

2 サービスの提供を行う区域は、当社の裁量により、利用者に通知の上、随時変更することができるものとします。

3 サービスの提供を行う区域は、前項による当社の裁量のほか、NTT の都合により、随時変更することができるものとします。

#### 第9条 (宅内機器及びネットワーク契約)

利用者は、本サービスを利用するために宅内機器を利用者の責任において用意するものとします。尚、当社は、利用者が意図した宅内機器について一切の責任を負いません。

2 利用者は、本サービスを利用する場合、利用者の責任において、利用者名義での本サービスに対応する、当社が提供する「つばめ光クロス」契約及び「つばめ光・v6 オプション」の契約を締結しなければなりません。

3 前項場合、契約の内容はつばめ光クロスの定める本約款等の定めによります。又、当該契約がされないことにより本サービスが利用できない場合であっても当社は一切の責任を負わず本サービス料金を請求できるものとします。

#### 第10条 (本サービスの制限事項)

当社は本サービスの提供について以下の各号に定めるとおり制限を設けるものとします。

##### (1) OP25B(Outbound Port 25 Blocking)

迷惑メール防止を目的として、本サービスのバックボーン接続時点での Port25 を遮断します。

##### (2) 本サービスで利用できないサービス

###### ① 固定 IP サービス

###### ② IP 電話

###### ③ 特定のプロトコル(PPTP, SCTP)を利用するサービス

###### ④ オンラインゲーム等の特定のポートを利用するサービス

###### ⑤ IPv4 グローバルアドレスを共有するサービス (VPN 接続・ファイル共有ソフト等)

###### ⑥ ご自宅から外部へのサーバー公開サービス

### 第3章 契約の締結

#### 第11条 (契約申込)

本サービスの契約の申込は当社が定める方法により申込みをするものとします。なお、利用者が利用契約を締結しているサービスの種類により、本サービスをお申込いただけない場合があります。

#### 第12条 (申込の承諾等)

当社は、本サービス契約の申込を承諾したときは、書面をもって通知します。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その本サービスの申込を承諾しない場合があります。

##### (1) 本サービスに対応していない回線品目（種別）により、本サービスを利用されているとき。

(3) 本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料その他の債務の履行は第 7 章に基づきなされるものとします。

### 第6章 当社及び利用者の義務等

#### 第19条 (設備の修理又は復旧)

利用者は、本サービスの利用の中において異常を発見したときは、自己の設備に故障がないことを確認の上、当社に修理又は復旧の請求をするものとします。

#### 2 当社は、当社が設置する電気通信設備に障害が生じ、又はその設備が滅失したことを知ったときは、速やかにその設備を修理し、又は復旧します。

#### 第20条 (利用者の義務等)

利用者は、次の各号に定める内容を承諾の上、本サービスを利用するものとします。

(1) 利用者は、ネットワークを通じて取得した情報の利用について自ら責任を負うものとします。

(2) 利用者の個人情報は司法機関等公的機関の要請がある場合には開示されることがあります。また、利用者の利用状況は個人の特定ができないような統計的情報として加工することを条件に、当社の用に供し又は第三者に提供することがあります。

(3) 当社は、登録光回線を通じての通信は、すべて当該利用者のユーザ ID を利用した利用者のものであるとみなします。

(4) 利用者は、本サービスの運用のため、利用者のユーザ ID 等の個人情報が当社とキャリアとの間でやりとりされることに同意するものとします。

(5) 利用者は、その当時有効な当社の利用約款のほか、NTT 及びその他の電気通信事業者の通信に関する約款、規則及び利用条件に従うものとします。

(6) 利用者によるサーバー設置を原因とするトラブルの責任はすべて利用者自身が負担するものとします。また、当社が、利用者が設置したサーバーから、違法のデータの発信、スパムメールの配信又は詐欺行為にされている等の情報を検知した場合には、利用者に通知なく即時に接続を停止する場合があります。

(7) 利用者が本条 2 項の禁止事項に該当する場合、利用者に事前に通知することなく、利用者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。

(8) 利用者が本サービスを利用するため必要となる宅内機器については、利用者が自己の費用と責任において維持するものとします。

(9) 利用者は、ユーザ ID を自己の責任において管理するものとします。又、ユーザ ID の管理および使用は利用者の責任とします。ユーザ ID の使用上の過誤又は他者による無断使用により利用者が被る損害については、当該利用者の故意又は過失の有無を問わず、当社は一切責任を負いません。

(10) 当社は、利用者が平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、当社もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与える場合、当該通信の制御又は帯域を制限する場合があります。

(11) 当社は、利用者の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、通信の最適化をする場合があります。

(12) 利用者が本サービス利用場所から移転する場合、移転先における本サービスの利用について、利用者の責任において必要手続きがなされるものとします。

(13) 利用者の光回線番号に変更がある場合、変更後の光回線番号で本サービスを利用するためには別途手続きが必要になります。当該手続きは利用者の責任においてなされるものとします。

(14) 利用者の光回線に変更がある場合、変更後の光回線が本サービスの利用に対応していない場合、本サービスが利用できなくなります。

(15) 本項 12 号ないし 14 号の場合において、利用者が必要手続きを怠り、利用者に損害が生じた場合、当社は当該損害について責任を負いません。

2 当社は、利用者に対し、次の各号に定める行為を禁止します。利用者は当該禁止事項を遵守しなければなりません。

(1) 当社もしくは他の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

(2) 他の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

(3) 他人を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他人への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

(4) 詐欺、児童買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為

(5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又

は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為

(6) 薬品犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為

(7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為

(8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為

(9) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為及び他人のウェブサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為

(10) 自己のユーザIDを他人と共有し又は他の者が共有しうる状態に置く行為

(11) 他者になりますして本サービスを利用する行為

(12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為

(13) 他の人の管理する掲示板（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます）において、その管理者の意向に反する内容又は態様で、宣伝その他の書き込みをする行為

(14) 受信者の同意を得ることなく、広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為

(15) 他の者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為

(16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為

(17) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ボルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介または誘引（他人に依頼することを含む）する行為

(18) 人の殺害現況の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為

(19) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為

(20) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為

(21) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為

(22) その他、公序良俗に違反し、または他の者の権利を侵害すると当社が判断した行為

(23) 前各号に該当するおそれがあるとが判断する行為

3 利用者は、前各号の規定に違反して当社の業務に支障を与えたとき、または与える恐れがあるとき（電気通信設備を亡失または毀損したときを含みます。）は、当社が指定する期日までに当社にその対応に必要な費用を支払うものとします。

4 当社は、前項の利用者の行為に対する苦情、クレーム、発信者情報開示請求が当社に通知された場合、当社は必要な情報を作成した上でサービス提供事業者にその旨を通知するものとします。また、利用者は当該苦情等発信者に対し、当社またはサービス提供事業者が利用者の名前を開示することを承諾するものとします。

5 利用者は本サービスを利用するにあたり、当社が別に定めるキャリアが指定する事項について同意するものとします。なお、当該同意は、当社による利用者宛の通知に対し利用者が不承諾の意思表示をしない場合は、利用者から同意を得たものとみなします。

6 当社は、利用者が本サービス利用場所を移転する場合、または利用者の光回線番号の変更等により、本サービスが利用できない場合に、本サービスの利用のために必要な手続きは利用者においてなされるものとし、当該手続きの不備による利用者における損害について、責任を負わないものとします。

7 利用者が第2項各号のいずれかに該当していると当社が判断した場合、当社は通知その他の手続きをすることなく次の措置を行なうことができるものとします。

(1) 利用者に対し、当該行為の中止、修正またはデータの移動その他必要な措置等を行うことを要求すること。

(2) 本サービス内に蓄積する情報またはデータ等を利用もしくは第三者が閲覧できない状態に置くまたは削除すること。

(3) その他禁止行為を停止するために必要な措置を行うこと。

8 当社は前項の義務を負うものではなく、当社が前項の措置等を行わないことにより会員または第三者が被った損害に関しては、一切責任を負わないものとします。

## 第7章 料金等

顧客であることが特定できないようにします。

### 第29条（個人情報の取扱い）

当社は、本サービスの提供において知り得た個人情報は、当社が別途定める「個人情報の取り扱い」に則り、善良な管理者の注意をもって取り扱うものとします。

2 個人情報の受け渡しに関しては、書面等にて受け渡しをする。また、電子メールなどデータでやりとりする場合は、データの暗号化等セキュリティの確保に努めるものとします。

### 第30条（非常事態が発生した場合等における利用の制限）

当社は、天災、災事その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由により、本サービスの全額を提供できなくなったり、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、本サービスの利用を制限し、又は停止する措置を取ることがあります。

2 当社は、インターネット上の児童ボルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するためには、当社又はインターネットコンテンツセーフティ協会が児童の権利を著しく侵害すると判断し、当該協会が作成した児童ボルノを掲載しているWebサイトのリストに基づき、利用者に事前に通知することなく当該Webサイトの全部又は一部について閲覧することを制限する措置をとることができます。

3 当社は、2項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ボルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

### 第31条（免責）

当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより利用者に損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2 本サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、利用者が使用若しくは所有している通信機器（接続又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなつた場合であっても、その改造または交換等に要する費用については負担しません。

3 利用者は、本サービスの提供に支障が生じた場合において、それが如何なる理由によるものであつても、それに伴い発生する逸失利益または利用者に対して行う損害賠償若しくは料金減免等により生じた費用、損失等について、当社に対して求償しないものとします。

### 第32条（管轄裁判所）

本サービスに関する訴訟については、岡山地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

### 第33条（残存）

本契約が終了した場合であっても、第20条（利用者の義務等）2項、8項、第21条（料金及び費用等）乃至第23条（費用の支払義務）、第24条（遅延損害金）、第26条（損害賠償等）、第28条（利用者情報の扱い）、第32条（管轄裁判所）、本条、第34条（準拠法）の規定は有効に存続するものとします。

### 第34条（準拠法）

本契約の解釈については、日本法に基づくものとします。

## <改定履歴>

2024年1月1日制定

### 第21条（料金及び費用等）

本サービスの料金は、当社が別紙に定めるとおりとします。

（但し、「つばめ光クロス」の料金が別途必要です。）

### 第22条（解約料の支払義務）

利用者は、第17条（当社が行う契約の解約）又は第18条（利用者が行う契約の解約）の規定により本サービス契約の解約があったときは、解約時に発生する本サービス契約の廃止処理作業費用が発生する場合において、当社の定める期日までに支払わなければなりません。

### 第23条（費用の支払義務）

利用者は、本サービス契約の申込み又は解約の際、工事を要する請求を行なった場合は、工事に関する費用を支払わなければなりません。

### 第24条（遅延損害金）

利用者は、本サービスにかかる費用等（以下本条においては「料金等」といいます。）を支払期日までに支払わないときは、所定の支払期日の翌日から支払の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金等の債務と一緒にして、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。

2 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、利用者の負担とします。

## 第8章 総則

### 第25条（問合せ等）

当社は、当社指定の方法により利用者から本サービスに関する問合せに対応するものとします。利用者は当社が指定する窓口に対し各問合せに応じるものとします。

2 本サービスに係る利用者からの問合せは当社がその責任において対応するものとし、キャリアは直接利用者からの問い合わせに対し受付並びに回答はしません。

### 第26条（損害賠償）

当社は、当社又はキャリアの責めに帰すべき理由により、本サービスの提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき限り、当社は、その全く利用できない時間を24で除した商（小数点以下端数を切り捨てるものとします。）に本サービスの月額基本料金の毎日数の1を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、キャリアがキャリアの契約料金等の定めるところにより、その損害を賠償する場合又は第10条（本サービスの制限事項）の規定により本サービスをお申場合については、当社は一切責任を負わないものとします。

2 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

3 当社は、予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害及び逸失利益については、一切責任を負わないものとします。

### 第27条（サービスの廃止）

当社は、都合により本サービスの全部又は一部を変更又は廃止する事があります。

2 当社は、前項の規定によりサービスの全部又は一部を廃止するときは、利用者に対し、事前に書面によりその旨を通知します。

3 当社は、関係官庁又は関連法令の定めに従うことによって、本サービスの料金その他の提供条件について変更を行うことがあります。この場合、当該サービスの変更に係る利用者は、その変更について苦情若しくは申立又は救済措置の請求を行うことはできません。

### 第28条（利用者情報の扱い）

当社は、本サービスの適切な運用のため、キャリアとの間で、利用者の氏名、電話番号、アクセスキーパー及びユーザーID（NTTが発行するフレッツ回線番号）の情報の授受を行います。当社は当該情報につき、善良な管理者の注意義務を持って保管するものとし、当社の故意又は重大な過失により当該情報が漏洩した場合はその責任を負うものとします。

2 当社は、キャリアに対し、利用者の氏名、電話番号、アクセスキーパー、ユーザーID、その他当社が定める情報を通知するものとし、当該通知を行なうことにつき利用者は承諾するものとします。

3 利用者は、本サービスの適切な運用のため、サービス提供事業者が利用者接続情報を分析、保存、利用、第三者提供等あらゆる使用及び処分することについてあらかじめ同意するものとします。ただし、サービス提供事業者が当該情報を第三者に提示するときは、本サービス以外の当社の他のサービスの会員も含めた統計的情報として加工を施し、利用者の特定ができず、かつ、当社の日常業務の

# ホームゲートウェイ（つばめ光クロス対応レンタルルーター）重要事項説明

サービス、料金等に関する詳細な情報は、当社パンフレット、ホームページ等で本書面の内容とあわせて必ずご確認ください。

本書に記載されている料金・解約金は特に記載のない限り税抜きです。

## 1. サービス提供者： つばめガス株式会社

## 2. サービス名称： ホームゲートウェイ（つばめ光クロス対応レンタルルーター）

## 3. お申し込みサービスの概要等

本サービスは、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」といいます)から光回線の卸売サービスである「光コラボレーションモデル」の提供を受けて、つばめガス株式会社(以下「当社」といいます)が提供する、機器レンタルサービスです

本サービスのご利用には、「つばめ光クロス」のご契約が必要です

## 4. ご利用料金について

### ■初期費用

- 当社から機器を送付いたします。お客様ご自身で接続いただくこととなります。
- 当社に接続をご依頼いただく場合は別途費用（出張費と設定費）が発生いたします。

### ■月額利用料

本サービスにかかる月額利用料です。

ひかり電話契約状況	月額利用料
「つばめ光電話」「つばめ光電話A（エース）」を未契約の場合	500円（税込550円）
「つばめ光電話」「つばめ光電話A（エース）」をご契約、かつ無線LAN機能をご利用の場合	100円（税込110円）
「つばめ光電話」「つばめ光電話A（エース）」をご契約、かつ無線LAN機能が不要な場合	0円（税込0円）

## 5. 注意事項について

### ■サービスに関する注意事項

#### ①サービス品質

##### 【ホームゲートウェイ（つばめ光クロス対応レンタルルーター）～有線接続の通信の場合】

有線LAN最大速度	LAN1～3 1000Mbps
	LAN4 10Gbps

### 【ホームゲートウェイ（つばめ光クロス対応レンタルルーター）～Wi-Fi 対応機器間の通信の場合】

5GHz帯無線LAN速度（IEEE802.11ax規格）	最大2401.9Mbps（帯域幅80MHzの場合） (自動切換え)
5GHz帯無線LAN速度（IEEE802.11ac規格）	最大1733Mbps（帯域幅80MHzの場合） (自動切換え)
2.4GHz帯無線LAN速度（IEEE802.11ax規格）	最大1147.1Mbps（帯域幅40MHzの場合） (自動切換え)
2.4GHz・5GHz帯共通無線LAN速度（IEEE802.11n規格）	最大600Mbps（帯域幅40MHzの場合） (自動切換え)
5GHz帯無線LAN速度（IEEE802.11a規格）	最大54Mbps（自動切換え）
2.4GHz帯無線LAN速度（IEEE802.11g規格）	最大54Mbps（自動切換え）
2.4GHz帯無線LAN速度（IEEE802.11b規格）	最大11Mbps（自動切換え）

上記の速度は、技術規格上の最大値であり、実効速度ではありません。利用環境・状況等により、通信速度が低下または通信できない場合があります。

### ② サービス利用制限等

- ・ホームゲートウェイ 無線LANカードをご利用いただくことはできません。
- ・Wi-Fi 利用の場合、利用環境などにより、電波が届かない場合があります。
- ・IEEE802.11ax/ac/n/a/g/bに準拠している機器が必要です。
- ・すべての盗聴等への対応を保証するものではありません。各Wi-Fi 対応機器にて設定が必要です。
- ・心臓ペースメーカー等の医療機器をご使用の近くで本商品をご使用にならないでください。医療機器が誤動作する可能性があります。
- ・一回線につき一台のお申込になります。
- ・機器が届きましたら、お客様ご自身にて機器の接続をお願いします。
- ・本商品の動作について、全ての環境での動作を保証するものではありません。
- ・初期不良による無償交換期間は工事日以降7日以内に、当社にご連絡ください。
- ・お客様の過失による機器損傷等の場合、発生する各種費用をご負担いただく場合がございます。

### ■料金に関する注意事項

- ・利用開始月および解約月の月額費用は、日割り計算にて請求いたします。

### ■転用に関する注意事項

- ・すでにNTT西日本の「フレッツ光クロス」をご利用中のお客様が「フレッツ光クロス」を解約し、当社の「つばめ光クロス」へ新規契約いただくことを「転用」といいます。
- ・NTT西日本の「フレッツ光クロス」をご利用のお客様が「つばめ光クロス」に転用される場合、NTT西日本が提供する「ホームゲートウェイ（フレッツ光クロス対応レンタルルーター）」をご利用のお客様は、「フレッツ光クロス」を当社サービスに転用する場合、「ホームゲートウェイ（つばめ光クロス対応レンタルルーター）」もあわせて転用となります。

## ■事業者変更に関する注意事項

- すでに他コラボ事業者（変更元事業者）をご利用中のお客様が他コラボ事業者（変更元事業者）の光回線を解約し、当社の「つばめ光」へ新規契約いただくことを「事業者変更」といいます。
- 他コラボ事業者（変更元事業者）の光回線でNTT西日本が提供する「ホームゲートウェイ（フレッツ光クロス対応レンタルルーター」をご利用のお客様は、光回線を当社サービスに事業者変更する場合、「ホームゲートウェイ（フレッツ光クロス対応レンタルルーター）」もあわせて事業者変更され、サービスの提供者は当社となり、サービス内容や料金が一部変更となる場合があります。
- 他コラボ事業者（変更元事業者）の光回線をご利用のお客様で、NTT西日本の「ホームゲートウェイ（フレッツ光クロス対応レンタルルーター）」をご契約のお客様も当社へ光回線の事業者変更にて「ホームゲートウェイ（フレッツ光クロス対応レンタルルーター）」も当社に事業者変更され、サービス提供者は当社となり、サービス内容や料金が一部変更となる場合があります。

## ■解約に関する注意事項（機器の返却について）

- 機器レンタルサービスの解約のお手続きをなされる場合は、当社へお問い合わせください。
- つばめ光クロスを解約すると、機器のレンタルサービスも解約となります。
- 解約時に機器の返却が必要になりますので、本体や周辺機器は大切に保管してください。
- ご返却の際、本体及び付属品以外のお客様の私物を誤って同梱しないようご注意ください。  
私物の取り扱いにつきましては一切保証できかねますので、あらかじめご了承ください。
- 当社がレンタルにて提供している機器については、お客様ご自身でご返却ください。  
解約手続き後、当該機器の設置場所住所に機器回収キットをお送りしますので、ご利用の上、ご返却ください。  
※ご返却いただけない場合、機器代金をご請求する場合があります。

## ■お問い合わせ先

お申込み、ご契約内容の確認・変更・解約、料金等につきまして、ご不明な点がございましたら以下までお問い合わせください。

お電話でのお問い合わせ（平日 8：30-17：30）	086-263-6666
当社ホームページのお問い合わせフォーム	<a href="https://www.tsubamegas.com/user/info.html">https://www.tsubamegas.com/user/info.html</a>
光回線の故障受付電話番号（24 時間 365 日）※ NTT西日本の故障受付窓口となります ※一部時間帯のみ録音対応となります	0120-805-113

<改定履歴>

2024年10月 1日 制定